

## 山口県健康福祉功労者知事表彰要綱

### 1 趣旨

多年にわたり社会福祉事業、保健衛生事業及び社会活動等に従事し、その功労が特に顕著であり、他の模範となるものを知事が表彰し、もって県民の健康福祉の向上に資することを目的とする。

### 2 表彰の区分及び種別

表彰の区分及び種別は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。

### 3 表彰の対象

表彰の対象となるものは、次の各号の一に該当するものとする。

ただし、過去において同種の功労で、叙勲、褒章条例による黄綬褒章又は藍綬褒章、厚生労働大臣表彰又はこれと同等以上の表彰、その他全国規模の表彰及び知事表彰を受けたことがあるものを除く。

1 別表第4、別表第5及び別表第6に定める表彰基準に該当するもの

2 前号に掲げるもののほか、表彰の区分ごとに、特に表彰に値する顕著な功績があると知事が認めたもの

### 4 被表彰者の推薦

被表彰者を推薦しようとするものは、次の書類を別途通知する期日までに、知事に提出しなければならない。

1 推薦調書

2 その他功労内容等を示す参考資料

### 5 被表彰者の決定

知事は、推薦のあったものについて審査を行い、被表彰者を決定する。

### 6 表彰の方法

表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。また、表彰を行う場合においては、副賞を付与することができる。

### 7 表彰の期日

表彰は、その区分ごとに、原則として毎年1回別に定める期日に行う。

### 8 追賞

この要綱による被表彰予定者が表彰を受ける前に死亡したときは、死亡後であっても表彰する。

なお、この場合において、表彰状又は感謝状はこれを受けるものの遺族に授与する。

## 9 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰に係る事務上の必要事項は、表彰の区分ごとに別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成8年9月30日から施行する。
- 2 本要綱の制定までにその事務を開始する必要がある表彰については、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成11年7月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成12年5月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

(社会福祉事業功労関係)

表彰区分		推薦調書	関係課
1	民間社会福祉事業施設等の長及び従事者	第1号様式	社会福祉関係課
2	社会福祉事業団体関係者	第2号様式	
3	優良民間社会福祉施設及び団体	第3号様式	
4	民生委員・児童委員及び主任児童委員	第4号様式	厚政課・こども家庭課
5	共同募金運動奉仕者及び団体	第5号様式(個人)・第6号様式(団体)	厚政課
6	ボランティア、ボランティアグループ等	第7号様式(個人)・第8号様式(団体) 第9号様式(支援団体)・第10号様式(学校)	
7	里親	第11号様式	こども家庭課
8	障害克服更生者、更生援護功労者	第12号様式(障害克服更生者) 第13号様式(厚生援護功労者等)	障害者支援課
9	障害者スポーツ指導者	第22号様式	
10	その他	第14号様式	社会福祉関係課
11	社会福祉事業功労知事感謝状		

別表第3

(社会活動功労関係)

表 彰 区 分		推 薦 調 書	関 係 課
1	青少年・青少年団体及び青少年指導者	第21号様式	こども家庭課

別表第4 表彰基準（社会福祉事業功労関係）

区 分	1 民間社会福祉事業施設等の長及び従事者	2 社会福祉事業団体関係者
種 別	知事表彰	知事表彰
表彰基準	<p>民間社会福祉事業施設等の長及び従事者としてその職務に精励し、その功績が顕著であると認められる者で次の各号に該当する者。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県社会福祉協議会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 社会福祉事業施設等の長にあつては、原則として10年以上社会福祉事業施設等の長としてその業務に従事し、現に在職している者。</p> <p>3 社会福祉事業施設等の従事者にあつては、原則として15年以上にわたり社会福祉事業等に従事し、他の模範として認められる者であつて、現在なおその職務に従事している者。</p>	<p>社会福祉事業団体関係者としてその職務に精励し、その功績が顕著であると認められる者で次の各号に該当する者。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県社会福祉協議会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 社会福祉事業団体役員等として、原則として過去10年以上社会福祉事業の発展に貢献し、現在なお活躍中の者。</p>
推薦調書	第1号様式	第2号様式
関係課	社会福祉関係課	社会福祉関係課

3 優良民間社会福祉施設及び団体	4 民生委員・児童委員及び主任児童委員	5 共同募金運動奉仕者及び団体
知事表彰	知事表彰	知事表彰
<p>民間社会福祉施設及び団体であって、その実績が他の模範であり、経営内容等も良好と認められるもので、次の各号に該当するもの。</p> <p>ただし、特に功績の顕著なものにあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県社会福祉協議会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 民間社会福祉施設及び団体として10年以上の事業経歴を有すること。</p>	<p>民生委員・児童委員及び主任児童委員としてその職務に精励し、その功績が顕著であると認められる者で次の各号に該当する者。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県社会福祉協議会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 民生委員・児童委員及び主任児童委員の在職期間が18年以上で、現に在職中の者。</p>	<p>共同募金運動奉仕者及び団体として率先して共同募金活動を行い、その活動が他の模範であると認められる者で次の各号に該当するもの。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県共同募金会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 共同募金運動推進のための奉仕者にあつては、過去15年以上にわたり活動を行い、現在も活躍中の者。</p> <p>3 共同募金運動の推進のための奉仕団体にあつては、過去10年以上にわたり活動を行い、現在も活躍中のもの。</p>
第3号様式	第4号様式	第5号様式(個人) 第6号様式(団体)
社会福祉関係課	厚政課・こども家庭課	厚政課

<p>6 ボランティア、ボランティアグループ等</p>	<p>7 里親</p>
<p>知事表彰</p>	<p>知事表彰</p>
<p>ボランティア及びボランティアグループであって、率先して活動を行い、その活動が他の模範となり次の各号に該当するもの。</p> <p>ただし、特に功績の顕著なものにあつては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村長、やまぐち県民活動きらめき財団理事長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</li> <li>2 社会福祉事業を行うボランティアにあつては、原則として10年以上にわたり活動し、現在も活躍中である者。</li> <li>3 社会福祉事業等を行うボランティアグループにあつては、過去10年以上にわたり活動し、現在も活動を継続中のもの。</li> <li>4 社会福祉事業等の社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動への支援を行っている企業、労働組合等の団体にあつては、過去10年以上にわたり活動し現在も活動を継続中のもの。</li> <li>5 社会福祉事業等ボランティアを行う学校（過去にボランティア協力指定校であった学校を含む）にあつては、過去10年以上にわたり活動し現在も活躍を継続中のもの。</li> </ol>	<p>里親として児童を養育し、その功績が顕著であると認められる者で次の各号に該当する者。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村長、県社会福祉協議会 会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</li> <li>2 児童を10年以上養育している者（通算でも可）又は児童を6人以上養育した者（現に養育中のものを含む）。</li> </ol>
<p>第7号様式（個人）・第8号様式（団体） 第9号様式（活動支援団体）・第10号様式（学校）</p>	<p>第11号様式</p>
<p>厚政課</p>	<p>こども家庭課</p>

8 障害克服更生者、更生援護功労者等	9 障害者スポーツ指導者	10 その他
知事表彰	知事表彰	知事表彰
<p>障害克服更生者及び更生援護功労者であって、障害の克服、自立更生やその援護活動を行い、その活動が他の模範となり次の各号に該当する者。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県身体障害者団体連合会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 身体障害者で自らその障害を克服し、現在自立更生している者であつて、原則として、年齢が40歳以上の身体障害者手帳所持者。</p> <p>3 知的障害者で、自らその障害を克服し、現在自立更生している者であつて、原則として、年齢が40歳以上の療育手帳保持者。</p> <p>4 身体障害者及び知的障害者の更生援護事業を、個人にあつては原則として15年以上継続実施し、年齢が50歳以上の者。</p> <p>団体にあつては10年以上身体障害者及び知的障害者の更生援護事業を継続実施しているもの。</p>	<p>スポーツを通じた障害者の社会参加の促進のため、県内の障害者スポーツの発展に尽力・貢献し、その活動が他の模範となるものと認められる者であつて、地域のスポーツクラブ等で指導者や世話役として10年以上にわたり活動し、現在も活躍中である者。</p>	<p>多年にわたり本県社会福祉の振興、発展に寄与したものであつて、他の表彰事由に匹敵する功績があるもの。</p>
第12号様式（障害克服更生者） 第13号様式（更生援護功労者等）	第22号様式	第14号様式
障害者支援課	障害者支援課	社会福祉関係課

11 社会福祉事業功労知事感謝状

知事感謝状

本県社会福祉行政に積極的に協力し、又は社会福祉事業の振興育成に寄与したものであって、その功績が顕著であるもの。

第14号様式

社会福祉関係課

別表第6 表彰基準（社会活動功労関係）

区 分	1 青少年・青少年団体及び青少年指導者
種 別	知事感謝状
表彰基準	<p>1 奉仕活動や文化・スポーツ活動等を通じて地域社会に貢献し、顕著な功績があったと認められる青少年又は青少年団体で、青少年にあつては(1)、青少年団体にあつては(2)の各号に該当し、市町村長、市町村教育長及び山口県青少年育成県民会議会長のうちいずれかの表彰を受けているもの</p> <p>(1)青少年</p> <p>①常時又は定期的な活動を2年以上続けていること</p> <p>②年齢が、概ね30歳未満であること</p> <p>(2)青少年団体</p> <p>①常時又は定期的な活動を5年以上続けていること</p> <p>②30歳未満の青少年が主体となって構成していること</p> <p>③構成人員が、概ね20人以上であること</p> <p>2 青少年の健全育成に顕著な功績があったと認められる青少年指導者で、20年以上その活動を続けており、市町村長、市町村教育長及び山口県青少年育成県民会議会長のうちいずれかの表彰を受けているもの</p> <p>なお、教員、公務員等が職務として行った活動は、対象としない</p>
推薦調書	第21号様式
関係課	こども家庭課